

加保第778号

平成26年9月25日

各麻薬診療施設の長
各麻薬小売業者 } 様

埼玉県加須保健所長 小坂 高洋

(公印省略)

麻薬年間届の提出について (通知)

麻薬小売業者、麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者)は、「麻薬及び向精神薬取締法」の規定により、毎年麻薬年間届を届け出ることとなっています。つきましては、別添「麻薬年間届の作成要領」を参照の上、12月1日(月)までに提出してください。

【担当】生活衛生・薬事担当 大崎

【電話】0480-61-1216

麻薬年間届の作成要領

1 提出根拠

麻薬小売業者、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者）及び麻薬研究者は、「麻薬及び向精神薬取締法」の規定により、毎年、それぞれ次の事項を知事に届け出なければなりません。

(1) 麻薬小売業者（法第47条）

ア 前年の10月1日に所有した麻薬の品名及び数量

イ 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量

ウ その年の9月30日に所有した麻薬の品名及び数量

(2) 麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者）

（法第48条）

ア 前年の10月1日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

イ 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量

ウ その年の9月30日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

(3) 麻薬研究者（法第49条）

ア 前年の10月1日に管理した麻薬の品名及び数量

イ 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

ウ その年の9月30日に管理した麻薬の品名及び数量

2 届出手続

届出対象期間	平成25年10月1日～平成26年9月30日
届出用紙	別紙様式による
提出部数	2部（1部提出、1部届出者控）
提出先	麻薬業務所を管轄する県保健所（生活衛生・薬事担当）
提出期限	平成26年12月1日（月）

3 記載上の注意事項

(1) 届出対象期間中に、当該麻薬業務所において麻薬を取り扱わなかった場合であっても届出を行う必要があります。

(2) 文字・数字は、ボールペン、インク等を使用して正確に記載してください。

- (3) 届出用紙中、麻薬小売業者、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては麻薬施用者）、麻薬研究者の区分のうち該当しない部分を横線で消してください。
- (4) 治験薬については別薬にしてください。
- (5) 同一品名又は同一成分の麻薬であっても剤型、麻薬含有量が異なる場合（モルヒネ塩酸塩注、アンペック坐剤、MSコンチン錠など）は、それぞれ別品目の麻薬（例示：モルヒネ塩酸塩注 10mg、モルヒネ塩酸塩注 50mg）として、品名、単位及び数量等を記載してください。
また、麻薬原末から自家予製した倍散・倍液は、原末に換算せず、それぞれ別品目の麻薬として記載してください。
- (6) 単位は、「T」（錠）、「A」（アンプル）、「V」（バイアル）、「Cap」（カプセル）、「g」、「ml」、「個」、「包」、「本」、「枚」を使用してください。
- (7) 各品目ごとの「期始在庫数量」（平成25年10月1日現在）は、昨年度に提出した年間届の「期末在庫数量」（平成25年9月30日現在）と合致させてください。
なお、届出対象期間中に新たに麻薬業務所に該当することとなった場合は、その時点を「期始」としてください。
- (8) 「受入数量」は、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間に受け入れた麻薬の合計量を、次の事項に留意し、各品目別にそれぞれ該当する欄に記載してください。

ア 麻薬卸売業者から譲り受け（購入）した麻薬の数量は、「卸売業者から譲受」の欄に記載してください。

イ 麻薬診療施設、麻薬小売業者において、患者に一旦交付された麻薬を患者又は患者の遺族等から譲り受け（返却を受け）、調剤済麻薬として廃棄した場合は、譲受数量を「患者から返却(再利用分)」の欄に記載する必要はありません。

ウ 麻薬診療施設において、入院患者に調剤された麻薬の一部又は全部が施用されずに残余の麻薬として病棟から調剤室に返納され、その麻薬を再利用した場合は、再利用した麻薬の数量を「患者から返却(再利用分)」の欄に記載してください。
なお、返納された麻薬を調剤済麻薬として廃棄した場合は、返納された数量を「患者から返却(再利用分)」の欄に記載する必要はありません。

エ 麻薬診療施設において、再入院・転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する場合であって、その麻薬を患者の手元で保管せず、看護師詰所等で管理する場合は、その数量を「患者から返却(再利用分)」の欄に記載する必要はありません。

オ 麻薬小売業者間譲渡許可を受けている麻薬小売業者が他の許可業者から譲り受けた麻薬、免許失効等により他の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者又はそれらの相続人等から譲り受けた麻薬、麻薬研究者が製造し、又は製剤した麻薬、治験薬として譲り受けた麻薬、麻薬原末から自家予製した倍散・倍液の麻薬など、前記ア～エ以外の麻薬の数量は、「その他」の欄に記載してください。

(9) 「**払出数量**」は、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間に払い出した麻薬の合計量を、次の事項に留意し、各品目別にそれぞれ該当する欄に記載してください。

ア 麻薬小売業者が麻薬処方せんにより調剤して譲り渡した麻薬、麻薬診療施設において施用若しくは施用のため交付した麻薬、麻薬研究施設において研究のため使用し、又は施用した麻薬の数量は、「調剤、施用、使用」の欄に記載してください。

イ 麻薬診療施設において、入院患者に調剤された麻薬の一部又は全部が施用されずに残余の麻薬として病棟から調剤室に返納され、その麻薬を再利用した場合は、再利用した麻薬の数量を「調剤、施用、使用」の欄に算入してください。

ウ 倍散・倍液の自家予製に使用した麻薬原末の数量は、「調剤、施用、使用」の欄に算入してください。

エ 麻薬廃棄届（事前届出）により廃棄した麻薬の数量は、「麻薬廃棄届による廃棄」の欄に記載してください。

なお、調剤済麻薬廃棄届（事後届出）により廃棄した麻薬の数量は、「麻薬廃棄届による廃棄」の欄に算入する必要はありません。

オ 盗難、破損、所在不明等により事故届を提出した麻薬の数量は、「事故届出」の欄に記載してください。

カ 麻薬小売業者間譲渡許可を受けている他の麻薬小売業者に譲り渡した麻薬の数量、治験終了後に返却した麻薬の数量は、「その他」の欄に記載してください。

(10) 「**期末在庫数量**」（平成26年9月30日現在）は、帳簿（補助簿を含む。）に記載されている麻薬の数量及び実際に保管している麻薬の数量と合致させてください。

(11) 「**備考**」の欄には、麻薬廃棄届（事前届出）又は麻薬事故届の区分及び届出年月日、麻薬小売業者間譲渡許可に基づき受入れ、払出した相手方の薬局の名称及び年月日等を記載してください。

4 その他

麻薬年間届の様式（Word形式）は、埼玉県保健医療部薬務課のホームページからダウンロードすることができます。

→ <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/910-20091215-130.html>

【麻薬の廃棄時は御注意ください】

調剤前の麻薬はもとより、調剤時の事故や誤調剤に伴い生じた、使用できない麻薬を廃棄する場合、アンプルの破損により飛散したものなど一部の例外を除き、麻薬廃棄届及び保健所職員の立会が必要です。これらの事故の発生時は、麻薬を廃棄する前に保健所へ御連絡ください。

【交付した麻薬が不要になった場合の回収にご協力ください】

患者に交付した麻薬が不要となった場合は、その回収に努め、麻薬管理者（麻薬施用者）と他の職員の立会の下、適切に廃棄してください。

【麻薬の譲受証の押印を適切に行ってください】

麻薬譲受証には、代表者印・公印又は麻薬専用印と、麻薬管理者・施用者等の印の押印が必要です。これらの印にはゴム印（シャチハタ等）を使用しないでください。

麻薬小売業者、~~麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者）~~、麻薬研究者の年間届

品名	単位	期始 在庫数量	受入数量			払出数量				期末 在庫数量	備考
			卸売業者 から譲受	患者から 返却（再 利用分）	その他	調剤、施用、 使用	麻薬廃棄 届による 廃棄	事故届出	その他		
ケタラール静注用 (200mg)	V	5	5			7				3	
ケタラール静注用 (200mg)	ml	23				19.3			0.7	3	施用に伴う消耗0.7ml
動物診療施設等で、ケタラールのバイアルを複数の患者に分けて使う場合の記入方法											
モルヒネ塩酸塩注 (10mg)	A	30	120			100			5	45	H25.12.12 事故届 5A
コデインリン酸塩水和物原末	g	4	50			20				34	
コデインリン酸塩水和物 10倍散 (予製)	g				200	183				17	
MSコンチン錠 (10mg)	T	54	300	8		345	4			13	H25.11.24 廃棄届 4T
MSコンチン錠 (30mg)	T		100			55				45	
デュロテップMTパッチ (2.1mg)	枚	15	50			48			6	11	H26.1.5〇市△薬局へ 麻薬小売業者間譲渡 6枚
麻薬小売業者間譲渡許可を得ている薬局で、譲渡の実績があった場合の記入方法											
以下余白											

上記のとおり、平成 26 年分の年間届出をします。

平成 26 年 10 月 30 日

右記は病院の麻薬管理者が提出する場合の記入方法。麻薬小売業者の届出者氏名は薬局開設者氏名を記入すること。

麻薬免許の種類
麻薬業務所所在地
麻薬業務所名称
届出者氏名

麻薬 小売業者
〒123-4567 東京都
薬局
株式会社 代表取締役

麻薬免許証番号 第 123456 号

名称は薬局名だけでOK
届出者氏名は法人名

代表取締役印

(あて先)

埼玉県 〇〇 保健所長